



平成26年5月28日

各 位

会社名 東映株式会社
代表者名 取締役社長 多田 憲之
(コード番号 9605 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 総務部担当 田中 誠一
TEL (03) 3535-4641 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月28日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第91期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合における補欠監査役の選任の効力を4年まで延長することができることとするものであります。(変更案第30条)
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条の規定に基づき、それぞれ責任限定契約を締結できる旨の規定を新設し、併せて所要の変更を行うものであります。(変更案第35条／「第6章 取締役及び監査役の責任免除」と章立てを行う。)
なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、章数及び条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成26年6月27日(金曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成26年6月27日(金曜日) |

以 上

(別 紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第31条～第34条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 <条文省略></p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>第31条～第34条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p style="text-align: center;"><u>(社外取締役及び社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>本会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第36条～第39条 <現行どおり></p> |

以 上